

## 令和2年分からの年末調整の簡便化について

- 年調ソフトを公開します・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - ・ 年末調整手続の電子化とそのメリット
  - ・ 「年調ソフト」の概要と入手方法
  - ・ 「年調ソフト」の主な機能
- マイナポータル連携が始まります・・・・・・・・・・・・ 5
  - ・ マイナポータル連携の概要及びそのメリット
  - ・ マイナポータル連携の対象情報
  - ・ マイナポータル連携の準備
- チャットボットによる税務相談が始まります・・・・・・・・ 7

# 年調ソフトを公開します

令和2年10月1日から年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）を公開します。

## 年末調整手続の電子化とそのメリット

### 年末調整の電子化とは



年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書等をデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するものです。

### 電子化のメリット

#### 勤務先のメリット

- 1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要
- 2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）
- 3 従業員からの質問が減少
- 4 年末調整関係書類の保管コストの削減

#### 従業員のメリット

- 1 控除額等の記入・手計算が不要
- 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- 3 データ提出なら押印が不要
- 4 勤務先からの問合せが減少

## 「年調ソフト」の概要と入手方法

年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）とは、年末調整手続の際に従業員が作成する保険料控除申告書等を作成するためのソフトウェアです。



年調ソフトには、①Windows版 ②Mac版 ③Android版 ④iOS版があり、①、②については国税庁ホームページ又は公式アプリストア、③及び④は公式アプリストアからダウンロードできます。

## 「年調ソフト」の主な機能

### 年調ソフトを利用しない場合

控除額の計算が大変・・・

どこに何を書いたらいいんだっけ・・・？  
年一回だから忘れちゃうよ

生命保険料控除証明書 (一般用)

証明年度	令和〇年
適用制度	旧制度
ご契約者	奥税 太郎
保険期間	終身
証明額	XXXXX円

保険料控除申告書

令和〇年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

令和〇年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

令和〇年分 給与所得者の保険料控除申告書

何度も名前や住所を書かないといけないのは大変だな・・・  
全部の書類に押印しないといけないし。

### 機能①: 便利な入力補助機能

いくつかの質問に答えることで、作成すべき控除申告書がわかる「控除ナビ」機能があります。

あなたが受けられる控除のご案内

1. あなた自身に関する質問

○次の保険料等を支払いますか。(複数選択可)

- 生命保険
- 介護医療保険
- 個人年金保険
- 地震保険
- 社会保険料 (あなたと家族も含まれます)
- 小規模企業共済等掛金

○障害がありますか。

はい

回答

年末調整 控除申告書の作成

あなたが受けられる控除のご案内

あなたが受けられる可能性がある控除は、次のとおりです。

- ・基礎控除
- ・生命保険料控除
- ・配偶者(特別)控除
- ・扶養控除

申告書作成へ進む

結果反映

年末調整 控除申告書の作成

作成する控除申告書を選択してください (複数選択可)

作成する控除申告書

? 控除申告書の内容

- 令和2年分 扶養控除等(異動)申告書
- 令和3年分 扶養控除等(異動)申告書
- 令和2年分 所得金額調整控除申告書
- 令和2年分 基礎控除申告書
- 令和2年分 配偶者控除等申告書
- 令和2年分 保険料控除申告書
- 令和2年分 住宅借入金等特別控除申告書

\* 「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」

ひとり親控除（令和2年度税制改正）に該当すると入力した場合でも、要件を満たしていない場合は適用できない旨を表示します。

あなたの氏名等の入力

寡婦・ひとり親 ?

該当しない

寡婦である

ひとり親である

▶ひとり親の方は以下を入力してください

住民票において事実上婚姻関係であることが明記されていない 必須

はい  いいえ

生計を一にする子 必須

有  無

子の氏名 (全角)

国税一部

子の令和2年中の所得の見積額 (半角)

0 円

計算表

計算表を押下して、子の令和2年中の所得の見積額を設定してください。



あなたの氏名等の入力

ひとり親

ひとり親の条件に該当しません。

閉じる

ひとり親控除を受けるためには「生計を一にする子」が必要ですが、そこで「無」を選択した場合、左記のエラーメッセージが表示されます。

## 機能②: 控除額の自動計算

保険料控除申告書について、控除証明書に記載された情報を入力すると、控除額が自動計算されます。

扶養控除等申告書について、扶養親族の生年月日を入力すると、特定扶養親族の該当有無などを自動判定します。

令和2年分 保険料控除申告書 2保

入力区分	手入力
保険の区分	一般の生命保険料
保険会社名	国税生命
保険等の種類	定期
保険期間または年金支払期間	終身
契約者氏名	国税太郎
保険金等の受取人氏名	国税太郎
あなたとの続柄	本人
新・旧の区分	新
あなたが令和2年中に支払った保険料等の金額	30,000 円

修正 削除

+ 生命保険料情報を追加する

\* 追加できる生命保険料情報は20件までです。

生命保険料控除額 25,000 円

控除額を自動計算

令和2年分 扶養控除等(異動)申告書 2扶

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

扶養控除等(異動) 令和2年分

令和2年分の扶養控除等(異動) 申告の内容を確認してください。

扶養親族の情報

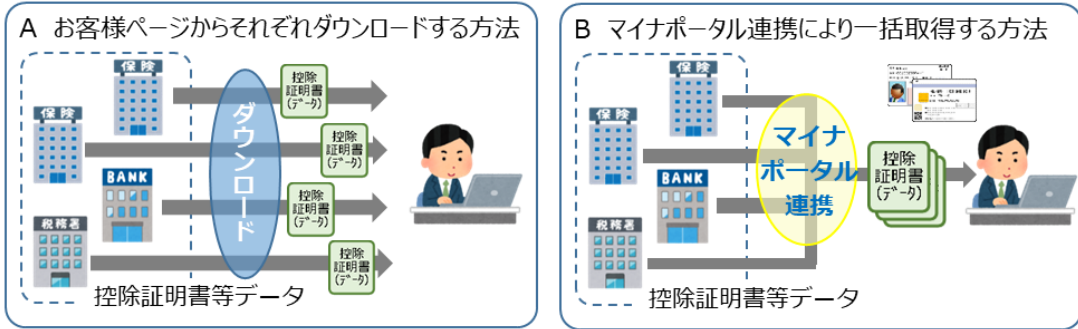
扶養親族情報の入力	する
申告する扶養親族	1名
うち、控除対象扶養親族	1名
氏名	国税一部
フリガナ	コクセイイチロウ
態様	特定扶養親族
あなたとの続柄	子
生年月日	2002/1/1
居住/非居住者の区分	居住者
住所または居所	あなたと同じ
あなたと同一生計内の他の所得者の扶養としての控除を受ける	いいえ
令和2年の所得の見積額	0 円

生年月日から自動判定

### 機能③：証明書データ自動転記

控除証明書等データをインポートし、自動転記することにより、入力事務を省略できます。また、インポートしたデータについては、勤務先でのチェックが不要となります。

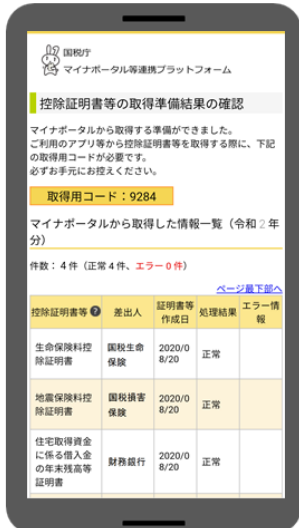
#### 控除証明書等のデータ取得方法



A ダウンロードデータインポート画面



B マイナポータル連携画面



保険料控除証明書入力結果画面



入力区分が「証明書読込」となっているため、勤務先でのチェック事務が不要。

# マイナポータル連携が始まります

令和2年10月1日からマイナポータル連携による年末調整の簡便化が始まります（確定申告の簡便化は令和3年1月から始まります）。

## マイナポータル連携の概要及びそのメリット

年末調整および確定申告手続について、マイナポータルの機能を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書へ自動入力すること（「マイナポータル連携」）ができるようになります。



Before



- 控除証明書等の書面の収集・管理・提出が必要
- 書面の控除証明書等を1件1件確認しながら記入・入力
- 提出後に確認・検算等の作業が発生【年末調整手続のみ】

After



- 控除証明書等の書面の管理・保管が不要！データ提出でらくらく！
- 取得したデータを使って申告書の所定の項目に自動入力！
- 提出後の確認・検算等の作業が簡素化！【年末調整手続のみ】



## マイナポータル連携の対象情報

年末調整 × マイナポータル  
確定申告

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注) ご利用には、各控除証明書等の発行主体が、マイナポータル連携に対応している必要があります。令和2年9月時点の情報を基に作成しています。



令和2年分から開始

令和3年分から開始予定

令和4年分以降対応予定

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

例えば・・・

株式等の取引関係

ふるさと納税

源泉徴収票

※ 令和3年9月以降の医療費情報が取得可能

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他

## マイナポータル連携の準備

### 用意するもの

#### 1 マイナンバーカード

マイナンバーカードの取得方法については、「マイナンバーカード総合サイト」からご確認ください。  
※ 生計を一にする親族が契約者となっている保険料控除証明書等についてマイナポータル連携で取得するためには、その親族のマイナンバーカードも必要となります。

#### 2 ICカードリーダライタ等

マイナンバーカードを読み取るため、ICカードリーダライタ、又はマイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォンが必要となります。

#### 3 加入している生命保険の証券番号など

控除を受けようとする生命保険の証券番号や、住宅ローンの契約番号などを用意します。

### 手順1:マイナポータル及び民間送達サービスの開設

#### 1 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービストップ」にアクセスし、案内に従ってマイナポータルの利用者登録をします。  
※ 生計を一にする親族が契約者となっている保険料控除証明書等についてマイナポータル連携で取得するためには、当該親族についても利用者登録を行い、マイナポータル上で代理権を設定してください。

#### 2 民間送達サービスの開設

民間送達サービスとは、インターネット上に自分専用のポストを作り、自分あてのメッセージやレターを受け取ることができるサービスのことです。

「マイナポータル」開設後、「もっとつながる」メニューから民間送達サービスを開設します。

令和2年9月現在、マイナポータルと連携している民間送達サービスには、「MyPost」と「e-私書箱」があります。

### 手順2: 保険会社等と民間送達サービスの紐づけ

保険会社等と民間送達サービスの紐づけの作業を行います。

ご契約している保険会社等の専用サイトにアクセスし、画面の案内に従って作業を行います。なお、具体的な操作については、各保険会社等で異なります。

また、一度作業を行った保険会社等については、翌年以降は作業不要です。

## ○チャットボットによる税務相談が始まります。

令和2年10月28日から、チャットボットによる年末調整の相談が始まります（所得税の確定申告の相談は、令和3年1月中旬から始まります）。年末調整の各種申告書で受けられる控除や書き方などのよくある質問に回答します。

### チャットボットによる 税務相談が始まります。

年末調整のご相談は 令和2年10月28日から  
所得税の確定申告のご相談は 令和3年1月中旬から



税に関する疑問は、  
AIチャットボットの  
ふたばに  
ご相談ください。

税務職員ふたば 24時間いつでもご利用いただけます。  
※メンテナンス時間を除きます。

**AIチャットボットとは**  
「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、  
質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、  
AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)  
でご利用いただけます。

 国税庁 法人番号7000012050002



質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…  
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、  
参考情報のリンクをクリック

- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和 2 年 10 月 28 日から同年 12 月 28 日まで年末調整に関するご相談に、令和 3 年 1 月中旬から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

(参考) 年末調整の相談範囲

主に、従業員の方が年末調整の各種申告書を作成する際によくある次の質問に対応します。

- ・ 年末調整の各種申告書の内容、書き方、添付する書類に関する質問
- ・ 年末調整で適用される控除に関する質問
- ・ 令和 2 年分の税制改正に関する質問
- ・ 転職をした場合や育児休業を取得した場合など、その方の状況に応じて行う年末調整の手続に関する質問 など